

## 新型コロナウイルスの影響に伴う定期券・回数券・特別企画乗車券等の 特例による払戻し及び有効期間の延長について

### ■外出自粛、学校の休校等の理由により通勤、通学定期券の使用を取りやめたお客様■

2020年4月8日以前に購入された定期券をご利用になっていない場合、4月7日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額を払戻し致します。220円の手数料がかかります。

払戻し金額＝発売金額－使用した月数の定期運賃－手数料 220円

#### 【計算例】

3か月定期券をお持ちで4月7日が最終使用日の場合、1か月定期運賃と手数料220円を差し引いて払戻しいたします



※4月8日以降に定期券を使用した場合は、その最終使用日に払戻しのお申し出があったとみなして取り扱います。

※最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合は払戻し額はありません。

※使用月数が1か月に満たない場合は1か月とします。

※使用開始後7日以内の場合は、使用日数分の往復運賃と220円の手数料がかかります。

※計算により払戻し額がない場合もありますのでご了承ください。

※最終登校日を2月28日とする中学・高校の該当通学定期券については発売駅にお問合せください。

※義務教育で学校から支給された定期券は対象外です。

■2020年4月8日以前に購入された普通回数乗車券お持ちのお客様■

有効期限が4月8日に払戻しのお申し出があったとみなして取り扱います。

払戻し金額＝発売金額－使用枚数×普通運賃－手数料 220 円

※計算により払戻し額がない場合もありますのでご了承ください。

■2020年4月7日以降有効期限の特別企画乗車券をお持ちのお客様■

4月7日以降の有効期限のつこうてくだしフリーきっぷ等の特別企画乗車券で、4月7日以前に購入され未使用である場合は、4月7日に払戻しのお申し出があったとみなして取り扱います。手数料 220 円がかかります。

**以上の取扱いは、緊急事態措置の終了日翌日から1年以内であればお受けいただけます。**

(4月16日改正)4月9日以降に購入した場合であっても条件を満たすものとします。

■敬老きっぷをお持ちのお客様■

2020年4月7日以降の有効期限の敬老きっぷは、有効期間を緊急事態措置の終了日の翌日から3か月間延長します。

のと鉄道株式会社